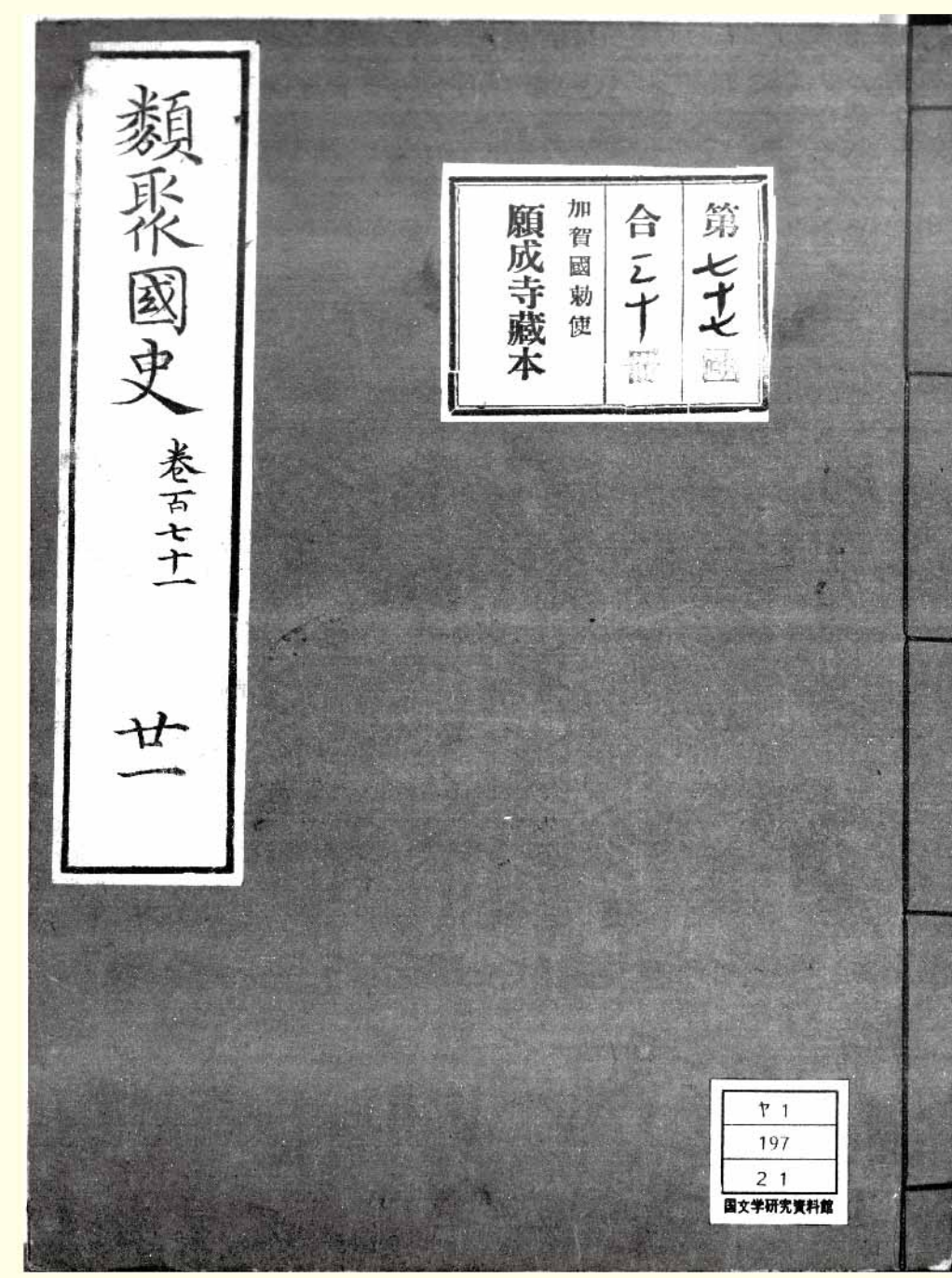
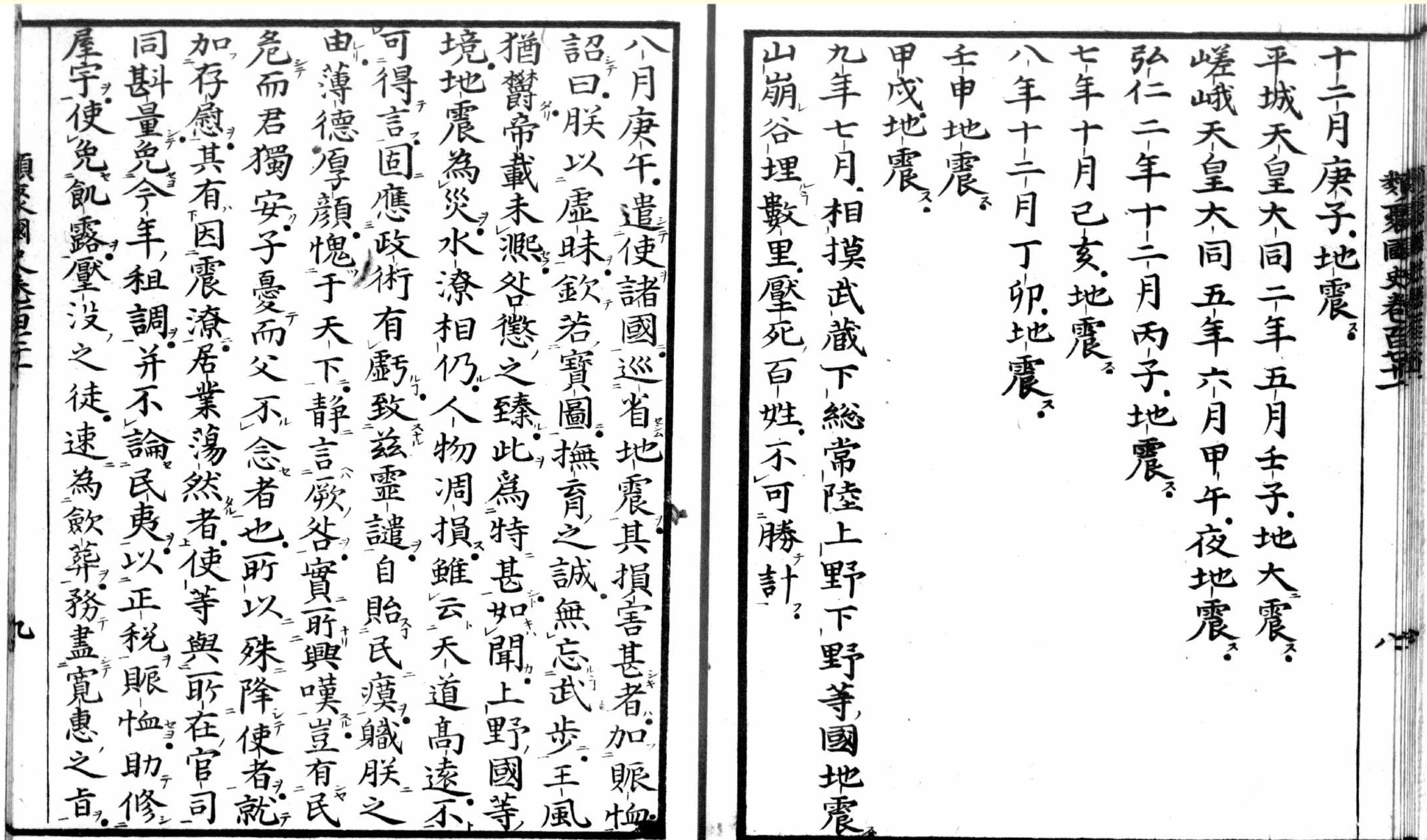


「類聚国史」に残る群馬の大地震の記録



第1図 『類聚国史』に残る、群馬の大地震の記録。国文学研究資料館蔵

平安時代に発生した
群馬の大地震の記録を読む

『類聚国史』は平安時代の寛平4(892)年に、宇多天皇の命をうけて菅原道真が六国野国を挙げて代表させていることから、上野国(現群馬県)が、震災の中心地であったことが伺えます。第1図に示した箇所は『類聚国史』巻171、「水潦相仍」とは山が崩れて流出した土砂などにより、河川が増水し、決壊したりして、水浸しになった状態を示していると考えられます。赤城山南麓や渡良瀬川流域で認められる遺跡の状況がそのことを物語っています。

『類聚国史』は平安時代の寛平4(892)年に、宇多天皇の命をうけて菅原道真が六国野国を挙げて代表させていることから、上野国(現群馬県)が、震災の中心地であったことが伺えます。第1図に示した箇所は『類聚国史』巻171、「水潦相仍」とは山が崩れて流出した土砂などにより、河川が増水し、決壊したりして、水浸しになった状態を示していると考えられます。赤城山南麓や渡良瀬川流域で認められる遺跡の状況がそのことを物語っています。

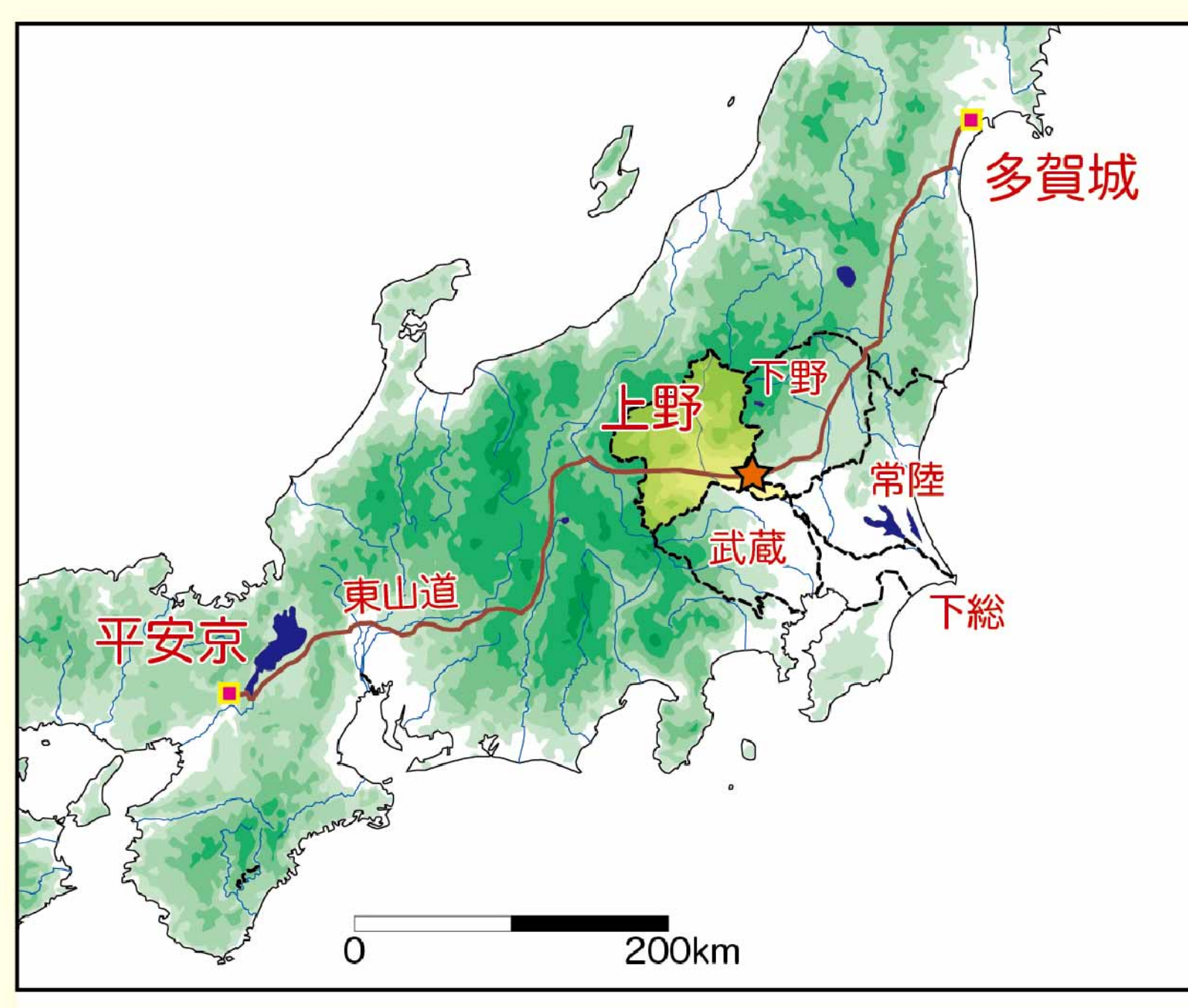
十二月庚子地震。平城天皇大同二年五月壬子地震。嵯峨天皇大同五年六月甲午夜地震。弘仁二年十二月丙子地震。七年十月己亥地震。八年十二月丁卯地震。壬申地震。甲戌地震。九年七月相摸武蔵下総常陸上野下野等國地震。山崩谷埋數里壓死百姓不可勝計。

（意訳）弘仁九年七月に相模国(現神奈川県)、武蔵国(東京都)、埼玉(現埼玉県)、下総国(千葉県北部)、常陸国(茨城県)、上野国(群馬県)、下野国(栃木県)といった関東地方の広範囲にわたって地震が発生し、山が崩れ、谷が埋まること数里に及んだ。土砂や建物の下敷きになって圧死した人々の数は数えられないほどであった。

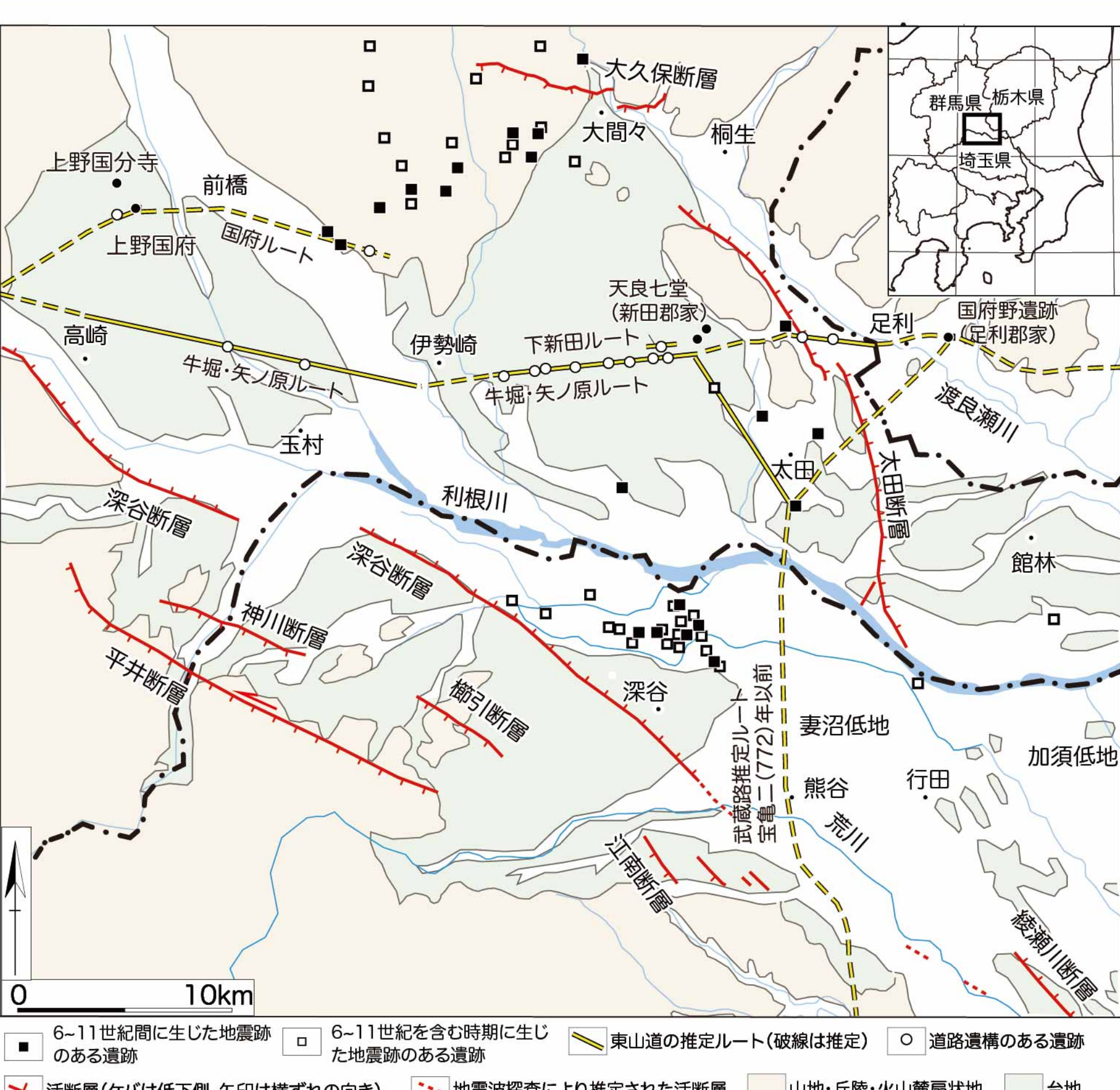
そこで、地震のあった諸国に使者を派遣し、被害の実態を調べさせ、その被害が著しい場合には、賑恤(政府が一般公民(特に高齢者・病人・困窮者・身寄りのない人)を対象に稲穀などを支給すること)を行った。

八月十九日に嵯峨天皇は、「自分の不徳の致すところであることを述べた後に」聞くところによると、上野国などの境域は地震による被害を受け、さらに河川の決壊などによる水害も加わった。自然の力の前には人はどうすることもできないが、地震は政治に徳の欠ける点があったため起こったのであり、被災した人々のことを心配している。そこで、私は被災地に使者を派遣することとした。このたびの災害で住居や生業を失った者がいれば、使者は国司や郡司とよく相談して、今年(の)税(租と調)を免じ、並びに、公民と俘囚(各地に移配された蝦夷)という身分を区別することなく一律に税金を用いて賑恤を加え、住居を修繕し、食事を施し、建物や土砂で圧死した被災者は早急に手厚く弔いなさい」との詔を全国に発した。

弘仁地震の震災が記録された理由とは



第2図 東山道のルートと上野国の位置。東山道は「地図でみる東日本の古代」に基づきます。旧国名がある国は、弘仁地震の被災国として挙げられていた国。



第3図 関東平野北西部の地形・活断層・地震跡・古代の交通。古代の道は「地図でみる東日本の古代」に基づきます。

弘仁地震が発生した平安時代において、今の群馬県にあたる上野国は、当時の中心である平安京から離れた場所でした。それにも関わらず、『類聚国史』に地震被害や被災者への救済策が詳しく書かれています。なぜ、記録されたのでしょうか？

一つには、平安時代の法律である律令の規定が挙げられます。それには「(地方を治めていた)国司は災害が発生した際に当時の最速の伝達手段によって報告するように」とあり、この規定により、国司から政府に被災の報告がなされたと考えられます。政府はこの報告から対策を決めますが、その過程が記録されたのです。

また、群馬県南部に平安時代の主要道「東山道(駅路)」が通っていたことが挙げられます(第2、3図)。東山道は平安京から陸奥国府である多賀城(現宮城県多賀城市)まで続いていました。地震発生時は、東北地方で政府に従わない蝦夷との大きな戦いが終わった後でしたので、東北地方と都を結ぶ東山道は、軍事的に重要な意味がありました。

その途中の上野国の地震被害が深刻であれば、東北地方の統治が難しくなることから政府としても見過ごせない災害であり、大規模な支援をおこなったため、歴史書に書かれることになったのではないのでしょうか。

